

## 関係改正省令等整備案

## ■省令

- ・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）．．．．． 2
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）．．．．． 30
- ・接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）．．．．． 32
- ・接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）．．．．． 40
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号）．．．．． 43
- ・第二種指定電気通信設備接続料規則（制定）．．．．． 52

## ■告示

- ・平成 13 年総務省告示第 395 号（電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 3 項の規定に基づく情報の開示に関する件）．．．．． 64
- ・電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 2 項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件（制定）．．．．． 65
- ・第二種電気通信設備接続料規則第 8 条第 9 項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件（制定）．．．．． 67

## ■ガイドライン

- ・MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン．．．．． 69

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p><b>第四条の四</b> 法第十二条の二第四項第二号二の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。</p> <p>一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信</p> <p>二 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線通信</p> <p>2・3（略）</p> <p>（指定電気通信役務の料金の減免の基準）</p> <p>第十九条の二の二 法第二十条第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の適正な原価に適正な利潤を加えた金額を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（指定電気通信役務の料金の減免の基準）</p> <p>第十九条の二の二 法第二十条第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の原価を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

三 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）による警察庁若しく

三（略）

は都道府県警察の機関、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙（その発行部数が一の題号について八千部以上であるもの）を発行する新聞社、放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者及び同条第二十四号に規定する基幹放送局提供者をいう。）若しくはこれらにニュース若しくは情報（広告を除く。）を供給することを主たる目的とする通信社（以下「新聞社等」という。）の事業のための通信であつて専用たる電気通信役務において取り扱われるもの

（基準料金指数の算定方法等）

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごと

に、次の式により算定するものとする。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数}$$

$$\text{変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

2・3（略）

2・3（略）

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来の原価及び利潤並びに今後の生産性向上を見込んだ将来の原価及び利潤から算定するものとする。

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5・6（略）

5・6（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準

第二十三条の四 (略)

一〇十 (略)

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。第二十三条の九の四第二号及び第二

十四条の五第九号において同じ。)

十二 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 他事業者が接続(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。)に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用を接続に關して行う場合における次の事項

イ〇ハ (略)

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に關して他事業者が負担すべき次に掲げる金額

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定

第二十三条の四 (略)

一〇十 (略)

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。)

十二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イ〇ハ (略)

二 (略)

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価の算定方法(自

方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

へ・ト (略)

三 (略)

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用す

己資本利益率の値については接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等）を基礎として接続料の原価の算定方法（自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額（接続料の原価の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

へ・ト (略)

三 (略)

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額（接続料の原価の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

る。

五〇八 (略)

九 光信号端末回線伝送機能（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表一の項に規定するものをいう。）であつて光信号分離装置（通信用建物外に設置されるものに限る。以下この号において同じ。）を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものである場合にあつては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画（一の光信号分離装置に收容し得る光信号伝送用の回線（加入者側終端装置と接続するものに限る。以下この号において同じ。））を利用することができる区域で、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設定するものをいう。）において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に收容する際に既に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を收容する条件

十 番号ポータビリティ機能（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。）の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

五〇八 (略)

九 番号ポータビリティ機能（接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。）の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

十一・十二 (略)

3 (略)

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

2| (略)

3| 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定中継系交換局」という。

）との間に設置される伝送路設備（以下「第二種指定中継系伝送路設備」という。）

三・四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、

十・十一 (略)

3 (略)

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

2| 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

3| (略)

4| (略)

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備

三・四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、

様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）及び様式第十七の四の二から第十七の四の七までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。

この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもつて表示することができる。

一〇三 (略)

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。）の責任に関する事項

五 第二十三条の九の五第一項各号に掲げる事項

様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この条において「他事業者」という。）の責任に関する事項

五 接続協定の締結及び解除の手續

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間

七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

八 重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

十一 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若



(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

二 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備(他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるもの)に限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用して、データ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。)

三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるもの)に限る。)(における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項

)

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定め

しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

る事項は、次のとおりとする。

一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) 接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応がでない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）を受けける手続

(3) 接続協定の締結及び解除の手続

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から当該開示の日までの標準的期間

ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間

二 他事業者が接続（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手続

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当

該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第

号）第九条第三項の規定を準用する。）

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

六 重要通信の取扱方法

七 他事業者が接続に関して行う請求及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

八 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間  
2 前項第一号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(届けた接続約款の公表)

第二十三条の九の六 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 ルータにより符号を交換する機能

十〇十三 (略)

十四 SIPサーバ(アイ・ピー・アドレスの付与、電気通信役務

(届けた接続約款の公表)

第二十三条の九の四 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 (略)

一〇八 (略)

九 ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。)により符号を交換する機能

十〇十三 (略)

十四 SIPサーバ(IPアドレス(インターネットプロトコルに

の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。)によりセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。)を行うための機能

よる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいう。)の付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。)によりセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。)を行うための機能

様式第 17 の 4 の 2 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 音声伝送交換機能、MNP 転送機能及びSMS 伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送 送役務 に係る 費用	契約数 連動費 用	トラヒ ック連 動費用	接続料 対象外 費用	接続料原価	
					音声伝 送交換 機能	MNP 転送機能 SMS 伝送交換 機能
営業費						
運用費						
施設保 全費						
共通費						
管理費						
試験研 究費						
研究費						
償却 減価償 却費						
固定資 産除却 費						
通信設 備使用 料						
租税公 課						
合計						

注 1 「音声伝送交換機能」、「MNP 転送機能」及び「SMS 伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十三年総務省令第二十四号）別表第三の「音声伝送送役務」の項のうち、「携帯電話」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、この様式の 3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

2 データ伝送交換機能の接続料原価の算出

	データ伝送 送役務に 係る費用	回線容量課 金対象外費 用	回線容量課金 対象費用	接続料対象 外費用	接続料原価
営業費					
運用費					
施設保全費					
共通費					
管理費					
試験研究費					
研究費償却					
減価償却費					
固定資産 除却費					
通信設備 使用料					
租税公課					
合計					

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

- 2 「データ伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則別表第三の「データ伝送役務」の項のうち、「携帯電話・BWA」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。
- 3 「接続料対象外費用」の欄には、「データ伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供するデータ伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあつては、当該費用が個別に分かるように記載すること。
- 4 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、この様式の3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交 換機能に算 入する営業 費の額	データ伝送 交換機能に 算入する営 業費の額	MNP転送 機能に算入 する営業費 の額	SMS伝送 交換機能に 算入する営 業費の額
営業費				
電気通信の啓発				

活動に係るもの				
エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				

注 「音声伝送交換機能」、「データ伝送交換機能」、「MNP転送機能」及び「SMS伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能をいう。



様式第 17 の 4 の 3 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 機能に係るレートベース		金額 (単位：円)	備考
項目			
機能に係るレートベース			
	当該機能に係る正味固定資産		
	当該機能に係る繰延資産		
	当該機能に係る投資その他の資産		
	当該機能に係る貯蔵品		
	当該機能に係る運転資本		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「当該機能に係る正味固定資産」の項には、様式第 17 の 4 の 6 (役員別指定設備帰属明細表) により算定された額を記載すること。

3 「当該機能に係る運転資本」の項には、様式第 17 の 4 の 7 (機能別運転資本計算表) により算定された額を記載すること。

2 資本構成比			
貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

3 他人資本費用		数値 (単位：円又はパーセント)	備考
項目			
他人資本費用			
機能に係るレートベース			
他人資本比率			
他人資本利率			
有利子負債に対する利率			
有利子負債以外の負債に対する利率			

	相当率		
--	-----	--	--

- 注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。
- 2 「他人資本比率」の項には、この様式の2（資本構成比）により算定された値を用いること。
- 3 「有利子負債に対する利子率」の項には、この様式の5（有利子負債に対する利子率）により算定された値を用いること。
- 4 「有利子負債以外の負債に対する利子相当率」の項には、平成28年総務省告示第 号（第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件）第2条に規定する値を用いること。

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	原価及び利 週の算定期 間の期首値	原価及び利 週の算定期 間の期末値	平均値
有利子負債に該 当する勘定科目			
有利子負債の合 計額			

有利子 負債比率	
-------------	--

有利子負債以外 の負債に該当す る勘定科目			
有利子負債以外 の負債の合計額			

有利子負 債以外の 負債比率	
----------------------	--

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じて、適宜増減すること。

5 有利子負債に対する利子率

損益計算書上の 勘定科目	原価及び利潤の算 定期間の損益計算 書の額

合計	

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期末値)	平均値
合計			
有利子負債に対する利子率			

- 注1 「損益計算書上の勘定科目」の欄は、営業外費用の勘定科目に限る。  
 2 「貸借対照表上の勘定科目」の欄は、有利子負債に該当する勘定科目に限る。  
 3 「損益計算書上の勘定科目」及び「貸借対照表上の勘定科目」の項は、必要に応じて、適宜増減すること。

6 自己資本費用

項目	数値(単位:円又はパーセント)	備考
自己資本費用	機能に係るレートパー	
	ス	
	自己資本比率	
	自己資本利益率	

- 注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。  
 2 「自己資本比率」の項には、この様式の2(資本構成比)により算定された値を用いること。  
 3 「自己資本利益率」の項には、この様式の7(自己資本利益率)により算定された値を用いること。

7 自己資本利益率

リスクの低	原価及び利潤の前々算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の前算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の算定期間の自己資本利益率	過去三期平均値
-------	-----------------------	----------------------	---------------------	---------

い 金融商品の平均金利				
$\beta$				
主要企業の平均自己資本利益率				
リスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

注1 「リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

2 「 $\beta$ 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

3 「主要企業の平均自己資本利益率」リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

8  $\beta$

算定式	原価及び利潤の前々算定期間の $\beta$	原価及び利潤の前算定期間の $\beta$	原価及び利潤の算定期間の $\beta$
上記算定式を用いる理由			
算定式に代入する入力値			
$\beta$			

注1 「 $\beta$ 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

2 「算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

3 「算定式に代入する入力値」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 「算定式に代入する入力値」の項には、原則として、貸借対照表の値（簿価）等公表されている値を用いること。

9 利益対応税

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
利益対応税		

自己資本費用		
利益対応税率		
機能に係るレートベ ース×他人資本比率×有 利子負債以外の負債比 率×利子相当率		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成するこ  
と。

1.0 利益対応税率

利益対応税率の算定式

利益対応税率の算定式に代入する入力値 (税率等)	
利益対応税率	

注1 「利益対応税率の算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

注2 「利益対応税率の算定式に代入する入力値 (税率等)」の項は、必要に応じ、  
適宜増減すること。

1.1 利潤

項目	数値 (単位: 円)	備考
利潤		
他人資本費用		
自己資本費用		
利益対応税		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成するこ  
と。

様式第 17 の 4 の 4 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能に係る需要

項目 需要	数値 (単位: Mbps)	備考

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

2 MNP 転送機能に係る需要

項目	数値 (単位: 秒)	備考
転送呼の通信時間		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位: 回数)	備考
自網内発着数		
相互接続に係る発着数		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 MNP 転送機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

4 音声伝送交換機能に係る接続料（設備区分別明細表）

接続料原価	営業費		計
	運用費		
			(何)
			(11) 設備への帰属が認められないもの
			(10) 他事業者の電気通信設備と(1)～(9)との間に設置される伝送路設備
			(9) 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサード制御局
			(8) 信号用中継交換機
			(7) 信号用伝送路設備
			(6) 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
			(5) 第二種指定端末系無線基地局
			(4) 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
			(3) 第三種指定中継系交換設備
			(2) 第二種指定中継系伝送路設備
			(1) 第一種指定端末系交換設備
			計





租税公課																				
計																				
利潤																				
需要																				
接続料（相 当額）																				

注1 同一設備区分の設備であっても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

2 (1)から(11)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じて、当該設備区分の欄を変更して記載すること。

役務別指定設備帰属明細表 (ロートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務					
	音声伝送役務			データ伝送役務		
	二種指定設備	二種指定設備以外	合計	二種指定設備	二種指定設備以外	合計
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産						
有形固定資産 (帳簿価額)						
機械設備						
空中線設備						
通信衛星設備						
端末設備						
市内線路設備						
市外線路設備						
土木設備						
海底線設備						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車両及び船舶						
工具、器具及び備品						
休止設備						
土地						
リース資産						



機能別運転資本計算表 (レポートベースの運転資本の算定)

	音声伝送 交換機能 に係る運 転資本の 額	データ伝送 交換機能に 係る運転資 本の額	MNP 転送 機能に係る 運転資本の 額	SMS 伝 送交換機 能に係る 運転資本 の額
運転資本 (年額)				
営業費用				
一) 減価償却費				
二) 固定資産除却費				
三) 租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的 な期間				
運転資本 (期間額)				

注 1 「音声伝送交換機能」、「データ伝送交換機能」、「MNP 転送機能」及び「SMS 伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 2 (データ交換伝送機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の欄の値を記載すること。

4 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の値を記載すること。

5 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の値を記載すること。

○第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（用語）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 「一般第一種指定設備」とは、<u>第一種指定電気通信設備接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）<u>第</u>四<u>条</u>の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、<u>閉門交換機接続ルーティング伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。</u></p> <p>六・七（略）</p>	<p>（用語）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 「一般第一種指定設備」とは、<u>接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号）<u>第</u>四<u>条</u>の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、<u>閉門交換機接続ルーティング伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。</u></p> <p>六・七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>別表第三〔第6条・第10条〕 (前略)</p> <p>第一部 概要紹介 1・2 (略)</p> <p>3 会計処理の基準 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他 (接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更措置等) 4～6 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>第四部 参考情報 1・2 (略)</p> <p>3 接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額 4～7 (略)</p>	<p>別表第三〔第6条・第10条〕 (前略)</p> <p>第一部 概要紹介 1・2 (略)</p> <p>3 会計処理の基準 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他 (接続料原価算定上の重要な変更措置等) 4～6 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>第四部 参考情報 1・2 (略)</p> <p>3 接続料原価算定上の重要な変更に伴う影響額 4～7 (略)</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日(平成二十八年 月 日)から施行する。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">第一種指定電気通信設備接続料規則</p> <p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 原価及び利潤の算定（第七条―第十三条）</p> <p>第五章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に關し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に關して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第四項第一号口の機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法、通信量等の記録及び再計算に關する事項を定め、もつて機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。</p> <p>(機能)</p> <p>第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p> <p>表・備考 (略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 原価及び利潤の算定</p>	<p style="text-align: center;">接続料規則</p> <p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 原価算定（第七条―第十三条）</p> <p>第五章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に關し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に關して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第四項第一号口の機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価の算定方法、通信量等の記録及び再計算に關する事項を定め、もつて機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。</p> <p>(機能)</p> <p>第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p> <p>表・備考 (略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 原価算定</p>



(原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用)

第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

(接続料の原価及び利潤)

第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価及び利潤は、同条に規定する機能(同表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

2 接続料の原価及び利潤の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能(法第三十三条第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合

二 (略)

3 第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原価及び利潤は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価(営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する

(原価算定に用いる資産及び費用)

第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価を算定しなければならない。

(接続料の原価)

第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価は、第四条に規定する機能(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

2 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能(法第三十三条第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき。

二 (略)

3 第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価(営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用)に

費用に限る。以下この項において同じ。）に対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合にあっては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を合算して算定することができる。

(第一種指定設備管理運営費の算定)

第九条 第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書に規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同表様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(他人資本費用)

第十一条 第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用 = 当該機能に係るレートベース × 他人資本比率 × 他人資本

本利率

2 第四条に規定する機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式によ

対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合にあっては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を合算して算定することができる。

(第一種指定設備管理運営費の算定)

第九条 第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書に規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(他人資本費用)

第十一条 第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用 = 第四条に規定する機能に係るレートベース × 他人資本

比率 × 他人資本利率

2 第四条に規定する機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式によ

り計算する。

$$\text{当該機能に係るリーマンズ} = (\text{対象設備等の正味固定資産価額} \times (1 + \text{繰延資産比率} + \text{投資等比率} + \text{貯蔵品比率}) + \text{運転資本}) \times \text{原価及び利潤の算定期間}$$

- 3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

- 4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5・6 (略)

- 7 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

り計算する。

$$\text{第四条に規定する機能に係るリーマンズ} = (\text{対象設備等の正味固定資産価額} \times (1 + \text{繰延資産比率} + \text{投資等比率} + \text{貯蔵品比率}) + \text{運転資本}) \times \text{原価の算定期間}$$

- 3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

- 4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5・6 (略)

- 7 第一項の他人資本利子率は、社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

8・9 (略)

(自己資本費用)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

$$\frac{\text{過去三年間の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}{\text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}$$

4 前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

5 (略)

(調整額)

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に~~応じ~~、当該各号に定める式により計算する。

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接統料の原価及び利潤を算定する場合並びに当該原価及び利潤に基づき設定した接統料を変更する場合

附則第二〇

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接統料の原価及び利潤を算定する場合であつて前号に掲げる

8・9 (略)

(自己資本費用)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

$$\frac{\text{過去三年間の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}{\text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}$$

4 第三項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

5 (略)

(調整額)

第十二条の二 (略)

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接統料の原価を算定する場合及び当該原価に基づき設定した接統料を変更する場合

附則第二〇

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接統料の原価を算定する場合であつて前号に掲げる場合以外

場合以外の場合（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限り。）並びに前項該原価及び利潤に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が一年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）＋当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）－当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）  
調整額＝０

四 前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限り。）である場合（第二号に該当する場合を除く。）  
調整額＝当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額－当該機能に係る前算定期間の調整額

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合  
調整額＝０

六 (略)  
2 (略)

の場合（原価の算定期間が一年を超える場合に限り。）及び前項該原価に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が一年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）＋当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）－当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）  
調整額＝０

四 前々算定期間における接続料の原価が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価の算定期間が一年を超える場合に限り。）である場合（第二号に該当する場合を除く。）  
調整額＝当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額－当該機能に係る前算定期間の調整額

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価を算定する場合  
調整額＝０

六 (略)  
2 (略)

(利益対応税)

第十三条 第四条に規定する機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{当該機能に係るリース・リース外他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

2 前項の他人資本比率は、第十一条第一項の他人資本比率とする。

3 第一項の有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

4 (略)

第十七条の二 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもって設定するものとする。

(利益対応税)

第十三条 第四条に規定する機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + (\text{有利子負債以外の負債の額} \times \text{利子相当率})) \times \text{利益対応税率}$$

2 (略)

2 (略)

第十七条の二 (略)

2 前項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもって設定するものとする。

<p>4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあつては、第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあつては、第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。</p>
---	---

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部改正案 新旧対照条文  
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項、□は諮問された改正反映部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">平成二十七年十月三十日付諮問第三〇七七号による改正案</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>155 (略)</p> <p>6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は別表第1の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成三十一年三月三十一日までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤の一部を加入者交換機能の接続料の原価及び利潤に加算することができる。</p> <p>8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一七七 (略)</p> <p>八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を超えない額を加算する</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>155 (略)</p> <p>6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成三十一年三月三十一日まで</span>の間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>一七七 (略)</p> <p>八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額を加算するものであ</p>



ものであること。

9 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

10 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一～五 (略)

六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

11 事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するものに限り、専らアナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

12 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

ること。

9 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

10 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一～五 (略)

六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

11 事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するものに限り、専らアナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

12 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一〇四 (略)

五 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に依じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

13  
16 (略)

17 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

18  
19 (略)

一〇四 (略)

五 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に依じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

13  
16 (略)

17 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

18  
19 (略)

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）</p> <p>第四条 事業会計規則第五條第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同項前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十條第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</p> <p>（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）</p> <p>第五條 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>（金額の表示の単位）</p> <p>第六條 第四條の規定により読み替えて準用する事業会計規則第五條第一項の貸借対照表及び損益計算書並びに前條の個別注記表、役務別固定資産帰属明細表及び移動電気通信役務収支表（以下「接続会計財務諸表」</p>	<p>（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）</p> <p>第四条 事業会計規則第五條前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同條前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十條第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</p> <p>（個別注記表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）</p> <p>第五條 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による移動電気通信役務収支表、別表第三による接続会計報告書並びに当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>（金額の表示の単位）</p> <p>第六條 第四條の規定により読み替えて準用する事業会計規則第五條前段の貸借対照表及び損益計算書並びに第五條の個別注記表及び移動電気通信役務収支表（以下「接続会計財務諸表」という。）に掲記される</p>

という。)に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。

(資産及び負債・純資産に関する規定の準用)

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業とドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなればならない。ただし、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなればならない。

2| 二以上の種類(別表第二の役務の種類)の欄に掲げる種類をいう。( )の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなればならない。

3| 前二項の場合において、当該基準によつて整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業の勘定又は役務の勘定に整理することができる。

(収益及び費用に関する規定の準用)

科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。

(資産及び負債・純資産に関する規定の準用)

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。

(収益及び費用に関する規定の準用)

第八条 事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第三」と、「別表第二に掲げる基準」とあるのは「別表第三に掲げる基準」と読み替えるものとする。

第八条 事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

改 正 案

現

行

別表第二 役務別固定資産帰属明細表の様式(第5条及び第6条関係)

(新設)

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務				移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
	音声伝送役務		データ伝送役務			
	携帯 電話	その他 小計	携帯 電話・ BWA	その他 小計	小計	
電気通信事業固定資産						
有形固定資産						
機械設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
空中線設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
通信衛星設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
端末設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
市内線路設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
市外線路設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
土木設備	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額

	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
海底線設備	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
建物	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
建築物	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
機械及設備	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
裝置	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
車面及船舶	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
工具、器具及備品	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
品	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
休止設備	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
土地	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
U-1A 資產	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
建設仮勘定	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	
有形固定資產合計	取得價額																		
	減價償却累計額																		
	帳簿	價額																	

無形固定 資産合計	帳簿価額									
電気通信事業固定資産合計										

(記載上の注意)

- 1 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により  
ることできる。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。





---

(2) · (3) (略)  
2 · 3 (略)

---

(1) · (2) (略)  
2 · 3 (略)

<p>別表第四 (第5条、第9条及び第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">接 続 会 計 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)</p> <p style="text-align: center;">事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 提出</p> <p>会社名 _____ 印</p> <p>代表者の役職氏名 _____ (代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p>本店の所在の場所 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>連絡者 _____</p> <p>接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所名称 _____ 所在地 _____</p> <p>第一部 概要紹介</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 接続会計財務諸表の構成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 役員別固定資産帰属明細表</p> <p>(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部 接続会計財務諸表</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 役員別固定資産帰属明細表 (別表第二の様式による)</p> <p>5 移動電気通信役務収支表 (別表第三の様式による)</p> <p>第四部 参考情報</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>別表第三 (第5条、第9条及び第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">接 続 会 計 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)</p> <p style="text-align: center;">事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 提出</p> <p>会社名 _____ 印</p> <p>代表者の役職氏名 _____ (代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p>本店の所在の場所 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>連絡者 _____</p> <p>接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所名称 _____ 所在地 _____</p> <p>第一部 概要紹介</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 接続会計財務諸表の構成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>第三部 接続会計財務諸表</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 移動電気通信役務収支表 (別表第二の様式による)</p> <p>第四部 参考情報</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日(平成二十八年 月 日)から施行し、施行の日以後を開始する事業年度から適用する。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を施行するため、第二種指定電気通信設備接続料規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

第二種指定電気通信設備接続料規則

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 機能（第四条）

第三章 原価及び利潤の算定（第五条―第十条）

第四章 接続料設定（第十一条―第十五条）

第五章 精算（第十六条）

附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）に関して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第三項第一号口の機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項を定め、もって機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的とする。

### (用語)

第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第二種指定中継交換機 主として音声伝送役務の提供に用いられる第二種指定中継系交換設備をいう。
- 二 第二種指定設備管理運営費 第二種指定電気通信設備の管理運営に必要な費用の総額をいう。

(遵守義務)

第三条 事業者は、機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 機能

(機能)

第四条 法第三十四条第三項第一号口の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 音声伝送交換機能 第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
- 二 データ伝送交換機能 第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備

と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用して、符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）。

三 番号ポータビリティ転送機能 番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表二の項に規定するものをいう。）により、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能

四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

### 第三章 原価及び利潤の算定

（原価及び利潤の算定に用いる費用及び資産）

第五条 事業者は、接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別

表第二の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の原価及び利潤を算定しなければならぬ。

(接続料の原価及び利潤)

第六条 接続料の原価は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定電気通信設備管理運営費とする。

2 接続料の利潤は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうものとする。

3 接続料の原価及び利潤の算定期間は一年とする。

(第二種指定設備管理運営費の算定)

第七条 第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象



設備等」という。)に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用を基礎として算定する。

(他人資本費用)

第八条 第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該機能に係るリースベース×他人資本比率×他人資本利率

2 第四条各号に掲げる機能に係るリースベースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該機能に係るリースベース＝対象設備等の正味固定資産価額＋繰延資産＋投資その他の資産＋貯蔵品＋

繰上資産

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

4 第二項の繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表に記載された繰延資

産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

対象設備等の第二種指定設備管理運営

運転資本＝費（減価償却費、固定資産除却損及び

）

三田六十五田

第四条各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

6 第一項の他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

7 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとす。

8 前項の有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

9 第七項の有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運

用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値とする。

(自己資本費用)

第九条 第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{自己資本費用} = \text{期待自己資本利益率} \times (\text{自己資本} + \text{他人資本}) \times \text{自己資本比率}$$

2 前項の自己資本比率は、一から前条第一項の他人資本比率を差し引いたものとする。

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値とする。

$$\text{期待自己資本利益率} = \frac{\text{自己資本利益率の低い金融商品の平均金利} + \beta \times (\text{自己資本利益率の低い金融商品の平均金利} - \text{自己資本利益率の低い金融商品の平均金利})}{\text{自己資本利益率の低い金融商品の平均金利}}$$

4 前項の $\beta$ は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスク

を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

(利益対応税)

第十条 第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税 = (甲) 営業利益 + 経常損失に属するリース・リース外資産以外の負債比率

× (乙) 営業利益 × 利益対応税

2 前項の他人資本比率は、第八条第一項の他人資本比率とする。

3 第一項の有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

4 第一項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

第四章 接続料設定

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当

該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

2 前項の需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の様態を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と他事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条 第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

第十四条 第四条第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

第十五条 第四条第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

## 第五章 精算

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定による会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定事業者」という。）は、現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても同項の規定に基づく変更の届出をすることができる。
- 3 総務大臣は、前項の変更の届出について、施行日前においても第三条の規定に基づく承認を行うことができる。
- 4 第二種指定事業者は、施行日までに附則第二項の規定による届出をしない場合は、この省令の施行の際現に法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令の規定に合致させるため、施行日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。
- 5 この省令の施行の際現に法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、この省令の規定に合致しているものとみなす。

○平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 端末系伝送路設備の敷設概況等に関する次の事項</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局ごとの光配線区画に設置されている全ての電柱等の位置情報</p> <p>ニ・リ (略)</p> <p>三・七 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局ごとの光配線区画の外縁に位置している電柱等の位置情報</p> <p>ニ・リ (略)</p> <p>三・七 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の五第二項の規定に基づき、情報の開示に関する事項を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（開示される情報）

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

- 一 接続協議等に関する情報
- 二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務のカバーエリア
- 三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者（第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者をいう。以下この号において同じ。）による電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備により提供されるものに

限る。)の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム、SIMカード、特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験又はふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報

(開示の方法)

第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

- 一 情報の開示は無償でこれを行うものとする。
- 二 前条第一号及び第二号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号に掲げる情報は開示の請求があつた者に限り開示するものとする。
- 三 情報の更新周期は極力短期間とし、情報の更新に際しては更新情報を明示するものとする。

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

○総務省告示第 号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第 号）第八条第九項の規定に基づき、接続料の算定に用いる値を次のように定める。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（合理的に期待し得る利回りを勘案した値）

第二条 規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。

日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値

- 一 原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- 二 原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

三 原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

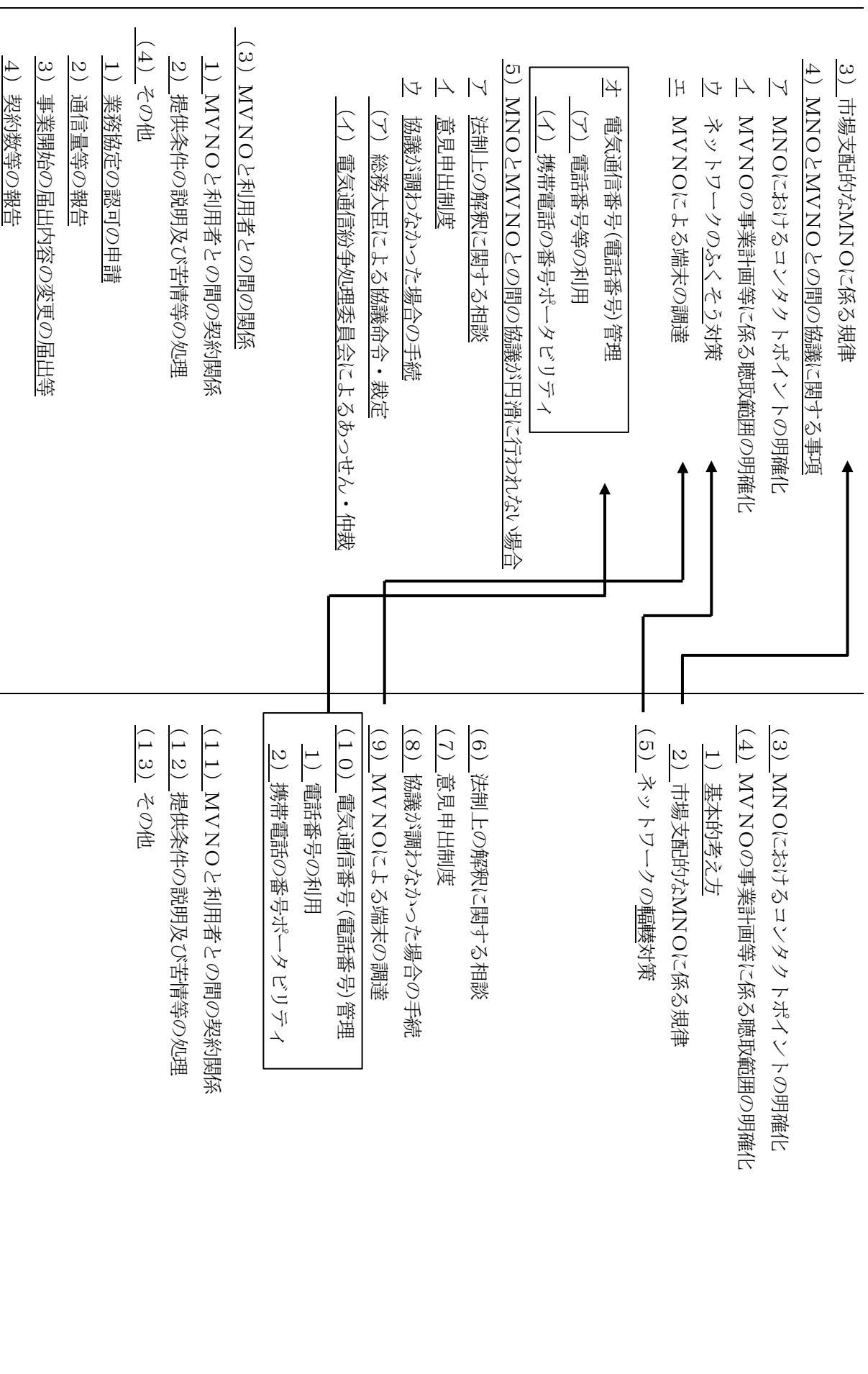
附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

OMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの一部改正案 新旧対照表

〔第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(廃止)〕について、本改正案に関連する該当部分のみを参考として記載)

改正案	現行
<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン</p> <p>目次</p> <p>1 (略)</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) MVNOとMNOとの関係</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>ア 事業法第32条に基づき一般的規律</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 利用者料金の設定権の帰属</p> <p>(ウ) 接続料の課金方式</p> <p><u>(エ) 接続料の算定</u></p> <p><u>(オ) 接続に必要なシステム開発等</u></p> <p><u>(カ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供</u></p> <p>イ <u>二種指定事業者の接続に係る規律</u></p> <p>(ア) <u>アンソニブル機能等を設定するに当たつての考え方</u></p> <p><u>(イ) 接続料の算定方法に関する考え方</u></p> <p><u>(ウ) 接続料の精算方法</u></p> <p><u>(エ) 標準的接続箇所</u></p> <p><u>(オ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供</u></p> <p><u>(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供 (努力義務)</u></p>	<p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン</p> <p>目次</p> <p>1 (略)</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) MVNOとMNOとの関係</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>ア 事業法第32条に基づき一般的規律</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 利用者料金の設定権の帰属について</p> <p>(ウ) <u>接続料の課金方式について</u></p> <p>イ <u>二種指定電気通信設備を設置するMNOの接続に係る規律</u></p>



<p>3・4 (略)</p> <p>5 開設計画においてMVVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO</p> <p>(1)電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 開設計画においてMVVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOについて</p> <p>(1) 電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行について</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>1 ガイドラインの目的等</p> <p>(1)ガイドラインの目的 (前略)</p> <p>具体的には、<u>MVVNOの事業展開やMNO間の接続等に関連する電気通信事業法</u> (昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)及び<u>電波法</u> (昭和25年法律第131号)の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。</p> <p>(2)ガイドラインの対象とするMVVNO等の事業範囲 (前略)</p> <p>そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義 (working definition) し、用いることとする (今後、MVVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。)</p> <p>(後略)</p> <p>1)・2) (略)</p> <p>3) MVNE</p>	<p>1 ガイドラインの目的等</p> <p>(1) ガイドラインの目的 (前略)</p> <p>具体的には、<u>MVVNOが事業展開を図る上で関連する電気通信事業法</u> (昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)及び<u>電波法</u> (昭和25年法律第131号)の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。</p> <p>(2) ガイドラインの対象とするMVVNO等の事業範囲 (前略)</p> <p>そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義 (working definition) し、用いることとする (今後、MVVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。)</p> <p>(後略)</p> <p>1)・2) (略)</p> <p>3) MVNE</p>

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

(後略)

## 2 電気通信事業法に係る事項

- (1) MVNOは、当該事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和62年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならぬ（事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならぬ（事業法施行規則第10条第1項）<sup>4</sup>。

## (2) MVNOとMNOとの間の関係

(略)

### 1) 卸電気通信役務の提供による場合

(前略)

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第6条）。そのため、MNNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサ

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

(後略)

## 2 電気通信事業法に係る事項

- (1) MVNOは、当該事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならぬ（事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならぬ（事業法施行規則第10条第1項）<sup>4</sup>。

## (2) MVNOとMNOとの間の関係

(略)

### 1) 卸電気通信役務の提供による場合

(前略)

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第6条）。そのため、MNNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサ



サービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。なお、MNOが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信業務の提供を拒んではならない（事業法第121条）。

MNOがMVNOに卸電気通信業務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づき契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づき契約により提供する形態が想定される。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信業務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信業務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信業務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信業務契約の締結を行うことを妨げられない。

第二種指定電気通信設備を設置するMNO（以下「二種指定事業者」という。）は、当該設備を用いる卸電気通信業務の提供の業務を開始したときは、遅滞なく、その旨、卸電気通信業務の種類その他総務省令で定める事項（特定の卸電気通信業務<sup>5</sup>）について、当該MNOの特定関係法人<sup>6</sup>であるMVNO（その提供を受ける特定の卸電気通信業務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数<sup>7</sup>が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信業務に用いられる伝送路設備に

サービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務づけられていない。

MNOがMVNOに卸電気通信業務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づき契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づき契約により提供する形態が想定される。いずれの場合であっても事業法上必要となる行政手続はない。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信業務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信業務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信業務の料金その他の提供条件）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信業務契約の締結を行うことを妨げられない。

接続される端末の数が50万以上のMVVNOがいる場合には、これらのMVVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。)7を総務大臣に届け出なければならぬ。(これらを変更するときも同様) (事業法第38条の2) 8。

また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、当該MNOの特定関係法人であるMVVNO (その提供を受ける特定の卸電気通信業務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万未満のものを除く。) 又はその提供を受け特定の卸電気通信業務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVVNOに対して、特定の卸電気通信業務の提供の業務を行うこととなったときは、これらのMVVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならぬ。(これらを変更するときも同様) (報告規則第4条の4)。

(後略)

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

(ア) 基本的な考え方

(前略)

- ① 電気通信業務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (事業法第32条第1号)

(例)

(中略)

・MNOが、MVVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切なふくそう対策の実施に対する協力又はMVVNOによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であつて、MVVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合<sup>16</sup>

(後略)

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

(ア) 基本的な考え方

(前略)

- ① 電気通信業務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (事業法第32条第1号)

(例)

(中略)

・MNOが、MVVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切な調整対策の実施に対する協力又はMVVNOによる適切な調整対策の実施を求めた場合であつて、MVVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合<sup>17</sup>

(後略)

(イ) 利用者料金の設定権の帰属

(略)

(ウ) 接続料の課金方式

(略)

(エ) 接続料の算定

接続料の算定方法については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNNOにおいても、その検証可能性に留意した上で、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第 号。以下「二種接続料規則」という。）を踏まえた機能ごとの接続料の設定を可能な限り行うことが望ましい。

(後略)

(イ) 利用者料金の設定権の帰属について

(略)

(ウ) 接続料の課金方式について

(略)

＜参考＞第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン

## 第5 事業者間協議における留意事項

(1) 接続料の水準

イ 事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である。

(3) 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間

ア 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

イ 事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争

(オ) 接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間

が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加費用である場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加費用の負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総費用のみを提示するのではなく、細分した機能ごとの費用を提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

- イ 接続を円滑に行うために必要な事項の提供  
接続を円滑に行うために必要な事項の提供については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号に定める事項を可能な限り提供することが望ましい。

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先を技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようすることが適当である。

(4) 接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法

ア 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

イ 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

イ 第二種指定電気通信設備を設置するMNOの接続に係る規律

二種指定事業者は、上述の事業法第 3 2 条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第 3 4 条第 2 項）とともに、当該接続約款を公表<sup>22</sup>する義務を負う（事業法第 3 4 条第 5 項）。また、二種指定事業者の定める接続約款が次の①～⑥に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第 3 4 条第 3 項）

① 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第 3 4 条第 3 項第 1 号イ）

② 総務省令で定める機能ごとの二種指定事業者が取得すべき金額が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第 3 4 条第 3 項第 1 号ロ）

③ 二種指定事業者及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第 3 4 条第 3 項第 1 号ハ）

④ 電気通信役員に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第 3 4 条第 3 項第 1 号ニ）

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第 3 4 条第 3 項第 1 号ホ）

二種指定電気通信設備を設置するMNOは、上述の事業法第 3 2 条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第 3 4 条第 2 項）とともに、当該接続約款を公表<sup>23</sup>する義務を負う（事業法第 3 4 条第 5 項）。また、MNOの定める接続約款が次の①～⑥に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第 3 4 条第 3 項）。

① 二種指定電気通信設備を設置するMNO及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第 3 4 条第 3 項第 1 号）

② MVNOの電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第 3 4 条第 3 項第 2 号）

③ 電気通信役員に係る料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第 3 4 条第 3 項第 3 号）

⑥ 二種指定事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき<sup>24</sup>（事業法第34条第3項第2号）

⑦ 接続条件が、二種指定事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき（事業法第34条第3項第3号）

⑧ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき（事業法第34条第3項第4号）  
（後略）

#### （ア）アンソニバル機能等

##### ア 基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まり、アンソニバル<sup>25</sup>を巡る紛争事案が発生する中で、二種指定事業者は、総務省令で定める機能（アンソニバル機能）ごとの接続料を接続契約に定めなければならぬとされていること（事業法第34条第3項第1号ロ）等を踏まえ、αのとおり「アンソニバル等の判断基準」を定めるとともに、イのとおり「アンソニバル機能」を定め、ウのとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンソニバルに係る仕組みには、事業者間協議に

④ 第二種指定電気通信設備を設置するMNOが取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき<sup>26</sup>（事業法第34条第3項第4号）

⑤ MVNOに対し不当な条件を付すものであるとき（事業法第34条第3項第5号）

⑥ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき（事業法第34条第3項第6号）  
（後略）

＜参考＞第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン

#### 第2 アンソニバル

##### 1 基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まっていること、アンソニバルを巡る紛争事案が発生していること等を踏まえ、第2の2のとおりアンソニバルに係る仕組みを設けるとともに、第2の3のとおり「アンソニバルすることが望ましい機能」を定め、第2の4のとおり「注視すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性にかんがみ、アンソニバルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

による合意形成を尊重し、その促進を図る観点を盛り込む。

2 アンパバンドル等の判断基準

(a) アンパバンドル機能を設定する場合

「アンパバンドル機能」は、以下の要件を満たした場合に設定する。

- ① 他の事業者から機能のアンパバンドルに係る要望があること
- ② アンパバンドルすることが技術的に可能であること
- ③ アンパバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
- ④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること<sup>26</sup>

(b) 開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンパバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記①の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信業務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

2 プロセス

総務省は、「アンパバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

1) アンパバンドル機能

「アンパバンドル機能」には、二種接続料規則第4条各号に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

- ① 音声伝送交換機能

2 アンパバンドルに係る仕組み

(1) 判断基準

ア 他の事業者から機能のアンパバンドルに係る要望があり、これが技術的に可能な場合には、二種指定事業者に過度に経済的負担を与えることのない範囲で、当該機能をアンパバンドルすることが望ましい。ただし、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能を除き、必要性・重要性の高いサービスに係る機能（例：利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能）に限る。

(2) プロセス

イ 総務省は、「アンパバンドルすることが望ましい機能」及び「注視すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

3 アンパバンドルすることが望ましい機能

アンパバンドルすることが望ましい機能には、次の①から④までに掲げる機能が該当する。

- ① 音声接続機能

- ② データ伝送交換機能
- ③ 番号ポータビリティ転送機能
- ④ ショートメッセージ伝送交換機能
- ウ) 開放を促進すべき機能

「開放を促進すべき機能」には、次の①から⑤までに掲げる機能が該当する。

- ① 料金情報提供機能
- ② 携帯電話のEメール転送機能
- ③ パケット着信機能
- ④ 端末情報提供機能
- ⑤ HLR/HSS連携機能

#### (イ) 接続料の算定方法

##### ア) 基本的な考え方

###### a 算定方法に関する考え方を示す目的

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続料款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づき接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続料款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。

- ② I S P接続機能<sup>2</sup>
- ③ レイヤ3接続機能<sup>3</sup>
- ④ レイヤ2接続機能<sup>4</sup>

#### 4 注視すべき機能

注視すべき機能には、次の①から⑧までに掲げる機能が該当する。

- ① 料金情報提供機能
- ② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能
- ③ 大容量コンテンツ配信機能
- ④ G P S位置情報の継続提供機能
- ⑤ S M S接続機能
- ⑥ 携帯電話のEメール転送機能
- ⑦ パケット着信機能
- ⑧ 端末情報提供機能

#### 第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠

##### 1 基本的な考え方

###### (1) 算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠を示す目的

ア 法第34条第3項第4号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものである場合に接続料款変更命令の対象となることを規定している。ガイドラインに示す算定方法に係る標準的な考え方は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するに当たつての標準的な考え方であり、同考え方を示すことにより、どのような場合に接続料款変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。



る。

総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解釈に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者に様式第17の4の2から第17の4の7までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。

b 対象となる接続料

(イ) に示す考え方は、(ア) イ) の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

c 接続料の構成

(a) 接続料は、機能に係る接続料原価(二種指定設備管理運営費)及び利潤(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額)の合計額を当該接続料原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定められる(二種接続料規則第11条第1項)。

(b) 音声伝送交換機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により次の①から⑩までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理したものを事業法施行規則様式第17の4の5により提出するものとされている。

- ① 二種指定端末系交換設備
- ② 二種指定中継系伝送路設備

ウ 総務省は、二種指定事業者の算定が標準的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、ガイドラインにおいて当該検証に資する算定根拠の様式を示し、これにより二種指定事業者に算定根拠を明らかにするよう求めることとしている。

(2) 対象となる接続料

第3に示す考え方は、第2の3の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

(3) 接続料の構成

ア 接続料は、機能ごとに、第3の2及び3に示す考え方に基づいて算定される接続料原価に第3の4に示す考え方に基づいて算定される利潤を加えた額を第3の5に示す考え方に基づいて算定される需要で案分した額を超えない範囲で設定される。

イ 音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。

- ① 二種指定端末系交換設備

<p>③ 第二種指定中継系交換設備</p> <p>④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備</p> <p>⑤ 第二種指定端末系無線基地局</p> <p>⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備</p> <p>⑦ 信号用伝送路設備</p> <p>⑧ 信号用中継交換機</p> <p>⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局</p> <p>⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備</p> <p>⑪ 設備への帰属が認められないもの</p> <p><u>d</u> 接続料の算定期間</p> <p>接続料原価及び利潤の算定期間は、原則として1年とする（二種接続料規則第6条第3項）。接続料の算定は、算定期間に係る実績値を基に行う。</p> <p><u>e</u> 用語</p> <p>(イ) において使用する次の①から⑭までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下「接続会計規則」という。）第4条において読み替えて準</p>	<p>② 第二種指定中継系交換設備</p> <p>③ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備</p> <p>④ 第二種指定端末系無線基地局</p> <p>⑤ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備</p> <p>⑥ 信号用伝送路設備</p> <p>⑦ 信号用中継交換機</p> <p>⑧ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局</p> <p>⑨ 他の電気通信事業者の電気通信設備と①～⑧との間に設置される伝送路設備</p> <p>⑩ 設備への帰属が認められないもの</p> <p>(4) 接続料の算定期間等</p> <p>接続料の算定期間は、原則として1年とする。接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行う。ただし、第2の3の③及び④に掲げる機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行う。</p> <p>なお、総務省は、接続料の算定期間等が、第3の1(1)のア及びイに示す基本的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う。</p> <p>(5) 用語</p> <p>第3において使用する次の①から⑭までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）第4条において読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政</p>
--	---

用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第1（勘定科目表）及び別表第2（財務諸表様式）において使用する用語の例による。

① 固定資産	⑪ 施設保全費
② 投資その他の資産	⑫ 共通費
③ 貯蔵品	⑬ 管理費
④ 負債	⑭ 試験研究費
⑤ 社債	⑮ 研究費償却
⑥ 借入金	⑯ 減価償却費
⑦ 純資産	⑰ 固定資産除却費
⑧ 営業費用	⑱ 通信設備使用料
⑨ 営業費	⑲ 租税公課
⑩ 運用費	⑳ 営業外費用

#### 1) 接続料原価

##### a 算定プロセス

接続料原価は、b及びcに示す3ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれる費用の内容及同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

b 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

(a) ステップ1においては、移動電気通信業務に係る総費用（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送業務に係る費用を控除して音声伝送業務に係る費用を抽出する。

省令第26号）別表第一（勘定科目表）及び別表第二（財務諸表様式）において使用する用語の例による。

① 固定資産	⑪ 施設保全費
② 投資その他の資産	⑫ 共通費
③ 貯蔵品	⑬ 管理費
④ 負債	⑭ 試験研究費
⑤ 社債	⑮ 研究費償却
⑥ 借入金	⑯ 減価償却費
⑦ 純資産	⑰ 固定資産除却費
⑧ 営業費用	⑱ 通信設備使用料
⑨ 営業費	⑲ 租税公課
⑩ 運用費	⑳ 営業外費用

#### 2 接続料原価

##### (1) 算定プロセス

接続料原価は、第3の2の(2)及び(3)に示す3ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれるコストの内容及同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

##### (2) 音声接続機能

ア ステップ1においては、移動電気通信業務に係る総コスト（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送業務に係るコストを控除して音声伝送業務に係るコストを抽出する。

- a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。
- b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接統会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。
- (b) ステップ2においては、音声伝送役務に係る費用から契約数連動費用を控除してトラヒック連動費用を抽出する。
- a) 契約数連動費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用<sup>27</sup>が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。
- b) 契約数連動費用及びトラヒック連動費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接統会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。
- (c) ステップ3においては、トラヒック連動費用から接統料原価対象外費用を控除して接統料原価対象費用を抽出し、これを接統料原価とする。
- a) 接統料原価対象外費用は、dに示す考え方に基<sup>28</sup>づいて特定する。

- (ア) 移動電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。
- (イ) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連するコストは、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。
- イ ステップ2においては、音声伝送役務に係るコストから契約数連動コストを控除してトラヒック連動コストを抽出する。
- (ア) 契約数連動コストには、設備コストのうち各契約者が専有的に使用する設備に係るコスト(例：サービス制御装置に係るコスト、位置登録信号に係るコスト、顧客・料金システムに係るコスト)が該当し、営業コストのうち料金の請求・回収に係るコスト及び基本料収入の確保に係るコストが該当する。
- (イ) 契約数連動コスト及びトラヒック連動コストに明確に分計することが困難なもの(間接コストを含む。)がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により契約数連動コスト及びトラヒック連動コストに分計する。
- ウ ステップ3においては、トラヒック連動コストから接統料原価対象外コストを控除して接統料原価対象コストを抽出し、これを接統料原価とする。
- (ア) 接統料原価対象外コストは、第3の3に示す考え方に基<sup>28</sup>づいて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

c) データ伝送交換機能

(a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する。

a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

(b) ステップ2においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

a) 回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用<sup>28</sup>及び接続事業者が使用しない設備に係る費用<sup>29</sup>が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

(イ) 接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに分計する。

(3) I S P 接続機能、レイヤ3 接続機能及びレイヤ2 接続機能

ア ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総コストから音声伝送役務に係るコストを控除してデータ伝送役務に係るコストを抽出する。

(ア) 移動電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。

(イ) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連するコストは、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

イ ステップ2においては、データ伝送役務に係るコストから帯域幅課金対象外コストを控除して帯域幅課金対象コストを抽出する。

(ア) 帯域幅課金対象外コストには、設備コストのうち各契約者が専有的に使用する設備に係るコスト（例：サービス制御装置に係るコスト、位置登録信号に係るコスト、顧客・料金システムに係るコスト）及び接続事業者が使用しない設備に係るコスト（例：二種指定事業者がインターネット接続サービ

b) 回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

a) 接続料原価対象外費用は、dに示す考え方に基いて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

d 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として接続料原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

スを提供するための設備に係るコスト)が該当し、営業コストのうち料金の請求・回収に係るコスト及び基本料収入の確保に係るコストが該当する。

(イ) 帯域幅課金対象外コスト及び帯域幅課金対象コストに明確に分計することが困難なもの(間接コストを含む。)がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により帯域幅課金対象外コスト及び帯域幅課金対象コストに分計する。

ウ ステップ3においては、帯域幅課金対象コストから接続料原価対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出し、これを接続料原価とする。

(ア) 接続料原価対象外コストは、第3の3に示す考え方に基いて特定する。

(イ) 接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに明確に分計することが困難なもの(間接コストを含む。)がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに分計する。

3 接続料原価対象外コスト

(1) 営業コスト

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備コストであり、営業コストは、原則として接続料原価に算入されるべきではない。ただし、次の①から③までに掲げる営業コストについては、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

① 電気通信の啓発活動に係る営業費  
電気通信の啓発活動<sup>30</sup>に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費  
エリア整備・改善を目的とする情報収集<sup>31</sup>に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費  
周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(b) 設備費  
設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

① 通信設備使用料 (自社のネットワークの構築に係るものを除く。)

② 他の事業者が個別に負担している設備費<sup>32</sup>

③ 付加機能<sup>33</sup>の用に供する設備費

ウ) 利潤

a 基本的な考え方

① 電気通信の啓発活動に係る営業コスト  
電気通信の啓発活動 (例：迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室) に係る営業コストは、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業コスト  
エリア整備・改善を目的とする情報収集 (例：不感エリアに係る情報のウェア上での受付) に係る営業コストは、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業コスト  
周波数再編の周知に係る営業コストは、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(2) 設備コスト  
設備コストであっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

① 通信設備使用料 (自社のネットワークの構築に係るものを除く。)

② 他の事業者が個別に負担している設備コスト (例：POI回線に係るコスト)

③ 付加機能 (例：留守番電話機能) に係る設備コスト

4 利潤

(1) 利潤の構成

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とし、その算定に当たっては、時価ではなく、公開されている財務諸表に記載されている簿価を用いる。この場合において、貸借対照表の値は、期首末平均値<sup>34</sup>を用いることとする（二種接続料規則第6条第2項後段）。

b 他人資本費用の計算

(a) 他人資本費用の額の計算は、二種接続料規則第8条及び平成28年総務省告示第〇号（二種接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件。以下「二種接続料告示」という。）第2条において、次のとおり規定されている。

a) 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{他人資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

b) 機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

$$\begin{aligned} \text{機能に係るレートベース} &= \text{対象設備等の正味固定資産価額} \\ &+ \text{繰延資産} + \text{投資その他の資産} \\ &+ \text{貯蔵品} + \text{運転資本} \end{aligned}$$

c) 対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第2の役割別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

d) 繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、それぞれ電気通信事業会計規則第5条第1項前段の規定に基づき作成される貸借対照表に記載されたもののうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものの額を基礎として算定する。

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。

(2) 他人資本費用

ア 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{他人資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

イ 機能に係るレートベースの額は、当該機能に係る正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品及び運転資本の合計額とする。

ウ 機能に係る正味固定資産価額は、当該機能に係る固定資産の取得原価から減価償却相当額を控除した額を基礎として算定する。

エ 機能に係る固定資産、繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。



e) 運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \frac{\text{対象設備等の第二種指定設備管理運営費 (減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く)} \times \left( \frac{\text{機能の提供から当該機能に係る稼働時間の取納までの平均的な日数}}{365 \text{日}} \right)}{\text{}}$$

f) 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

g) 他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものである。

h) 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

i) 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値とする。

二種接納料告示第2条に基づき、当該値は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、3で除した値とする。

- ・原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

カ 機能に係る運転資本の額は、当該機能の提供から当該機能に係る接納料の取納までの平均的な期間における、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠な営業費用とする。ただし、減価償却費、固定資産除却費及び租税公課を除く。

キ 他人資本比率は、貸借対照表上の負債及び純資産の合計額に占める、貸借対照表上の負債の額の割合の実績値を基礎として算定する。

ク 他人資本利子率は、社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものである。

ケ 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

コ 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。

## い目

### (b) 他人資本比率の算定

「負債の額」及び「負債資本合計」は、ウ) a)の基本的な考え方を踏まえ、貸借対照表上の「負債の額」及び「純資産の額」として計上されている簿価を用いることとし、時価を用いる算定は行わないこととする。

### (c) 有利子負債の範囲

社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

### c 自己資本費用の計算

(a) 自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条において、次のとおり規定されている。

a) 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{自己資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

b) 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。

c) 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下c)において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 +  $\beta \times$

### (3) 自己資本費用

ア 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{自己資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

イ 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。

ウ 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率を基礎として算定する。ただし、平均自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 +  $\beta \times$  (主要

（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

d) βは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

(b) リスクの低い金融商品の平均金利

リスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

(c) 主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利

主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Report のうち、1952年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

d 利益対応税の計算

(a) 利益対応税の額の計算は、二種接続料規則第10条において、次のとおり規定されている。

a) 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + (\text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利$$

企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)

エ βは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

オ リスクの低い金融商品の平均金利及び（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）の値の算定は、一定程度長期間における実績値を基に行う<sup>5</sup>。

(4) 利益対応税

ア 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + (\text{有利子負債以外の負債の額} \times \text{利子相当率})) \times \text{利益対応税率}$$

子相当率) × 利益対応税率

b) 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

c) 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

エ) 需要

a) 音声伝送交換機能

音声伝送交換機能に係る接続料の単位 (二種接続料規則第 12 条) を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) 音声伝送交換機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は、ア) c) (b) に掲げる設備区分ごとに、設備の使用の違いを考慮して算定される総通信時間とする。

b) データ伝送交換機能

データ伝送交換機能に係る接続料の単位 (二種接続料規則第 13 条) を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) データ伝送交換機能の接続料が回線容量をその単位とすることから、その需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

c) 番号ポータビリティ転送機能

番号ポータビリティ転送機能に係る接続料の単位 (二種接続料規則第 14 条) を踏まえ、次のとおりとする。

a) 番号ポータビリティ転送機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は総通信時間とする。

d) ショートメッセージ伝送交換機能

ショートメッセージ伝送交換機能に係る接続料の単位 (二種接続

イ 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

5 需要

(1) 音声接続機能

音声接続機能に係る接続料の需要は、第 3 の 1 の (3) のイに掲げる設備区分ごとに、設備の使用の違いを考慮して総通信時間を算定する。

(2) I S P 接続機能、レイヤ 3 接続機能及びレイヤ 2 接続機能

I S P 接続機能、レイヤ 3 接続機能及びレイヤ 2 接続機能に係る接続料は、一定の帯域幅を課金の単位とする帯域幅課金を基本とし、その需要は、ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅とする。

料規則第15条)を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) ショートメッセージ伝送交換機能の接続料が通信回数をその単位とすることから、その需要は総通信回数とする。

(ウ) 接続料の精算方法

ア) 精算に関する遡及時点

接続料の精算は、毎事業年度の会計を整理した場合において、当該会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、接続料の変更前後の差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、原則として算定期間の翌年度の期首まで遡及して精算を行うものとされている（二種接続料規則第16条本文）。

しかしながら、相当の需要の増加等により、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該接続料の精算については、算定期間の期首まで遡及して精算を行うものとされている（二種接続料規則第16条ただし書）。

この点については、当面、データ伝送交換機能が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。

第5 事業者間協議における留意事項

(5) 接続料の精算方法

ア 接続料は、原則として第3に示す考え方に基づいて算定され、算定作業のために相当程度の期間が必要であることを考えると、適用年度開始までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定値として前年度適用接続料を採用し、暫定値に基づく既払接続料につき、確定値との間の差分の精算を行うことは合理的と認められる。

第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠

1 基本的な考え方(4) 接続料の算定期間等 接続料の算定期間は、原則として1年とする。接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行う。

ただし、第2の3の③及び④に掲げる機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行う。

## イ) 暫定接続料

算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、当該算定期間における接続料の支払いには、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料（以下「仮払い接続料」という。）を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と仮払い接続料との精算額が過大となるおそれがある。このため、接続料の過去の増減トレンドを当てはめた額や仮払い接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定の接続料（以下「暫定接続料」という。）を仮払い接続料として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大又は不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

暫定接続料の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

## (エ) 標準的接続箇所

標準的接続箇所は、事業法施行規則第23条の9の4において、次のとおり規定されている。

- ア) 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能に係るもの  
 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。）における、  
 第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

## 第5 事業者間協議における留意事項

## (5) 接続料の精算方法

イ しかしながら、第3（4）に示す考え方に基づいて、接続料の算定期間について適用年度の実績値を基に接続料の算定を行う場合は、暫定的な支払額として、前年度適用接続料に替えて合理的な暫定値<sup>6</sup>を用いることにより、接続事業者にキャッシュフローの面で過大あるいは不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

(脚注6) 合理的な暫定値の設定については、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額等とする考え方が挙げられる。なお、接続料の確定後は、二種指定事業者と接続事業者との間において、速やかに精算することが適当である。

ウ 暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その暫定値のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

## 第4 標準的接続箇所の設定等

標準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、移動通信分野の特性に加え、第一種指定電気通信設備制度においてもアンパトルと比較して公正競争上の問題となるケースが少なくないことにかんがみ、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることを基本とすることとする。

## 意見公募を踏まえた修正案

### イ) 暫定値

算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、算定期間の翌年度の期首までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定的な支払額として当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

#### (エ) 標準的接続箇所

標準的接続箇所は、事業法施行規則第23条の9の4において、次のとおり規定されている。

#### ア) 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送業務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

### 第5 事業者間協議における留意事項

#### (5) 接続料の精算方法

イ しかしながら、第3(4)に示す考え方に基づいて、接続料の算定期間について適用年度の実績値を基に接続料の算定を行う場合は、暫定的な支払額として、前年度適用接続料に替えて合理的な暫定値<sup>6</sup>を用いることにより、接続事業者にキャッシュフローの面で過大あるいは不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

(脚注6) 合理的な暫定値の設定については、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額等とする考え方が挙げられる。なお、接続料の確定後は、二種指定事業者と接続事業者との間において、速やかに精算することが適当である。

#### 第4 標準的接続箇所の設定等

ウ 暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その暫定値のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

標準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、移動通信分野の特性に加え、第一種指定電気通信設備制度においてもアンパトルと比較して公正競争上の問題となるケースが少ないことにかんがみ、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることを基本とすることとする。

イ) データ伝送交換機能に係るもの

第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備  
(他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトシネリングプロト  
コルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ  
伝送役務の提供に用いられるもの)に限り、専ら無線設備規則第四十九  
条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度  
が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップスのものを使用して、  
データ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。)  
ウ) シヨートメッセージ伝送交換機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備  
(特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字  
の伝送交換のみに用いられるもの)に限る。)における、第二種指定中  
継系伝送路設備の区対側の箇所

エ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な事項について接続  
約款に記載しなければならず、当該事項は、事業法施行規則第23  
条の9の5第1項各号及び平成28年総務省告示第〇号(電気通信事業  
法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に關す  
る事項を定める件)に定める次の①から⑩までの事項が該当する。

① MVNOが接続の請求等を行う場合の手続(情報の開示手続<sup>35</sup>を  
含む)等

② MVNOが接続に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利  
用を接続に關して行う場合における手続

③ MVNOによる電気通信役務(第二種指定電気通信設備と接続する  
当該MVNOの電気通信設備を用いて提供されるもの)に限る。以下④  
及び⑤において同じ。)の提供に用いられる二種指定事業者が設置す



るその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム（以下「業務システム」という。）若しくはSIMカードの提供又は特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

④ MVNOによる電気通信役務の提供に用いられる第二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関してMVNOが負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

⑤ ふくそう、事故等により第二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのあるMVNOの利用者に対する説明その他の第二種指定事業者及びMVNOがその利用者に対して負うべき責任に関する事項

⑥ 重要通信の取扱方法

⑦ MVNOが接続に関して行う請求及び第二種指定事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

⑧ MVNOとの協議が調わないときの事業法第154条第1項若しくは第157条第1項のあつせん又は法第155条第1項若しくは第157条第3項の仲裁による解決方法

⑨ 上記①から⑧までに掲げるもののほか、MVNOの権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

⑩ 有効期間を定めるときは、その期間

(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）  
二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接

続事業者に提供する努力義務がある（事業法34条第7項）ため、例えば、次の①及び②に掲げる事項についてMVVNOに情報提供しよう努めることが適当である。

- ① 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報
- ② 業務システム等、接続を円滑に行うために必要なものに関する機能追加等の情報

### 3) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下3）において同じ。）は、次の①又は②の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び事業法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第5項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

- ① MVVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。
- ② 市場支配的なMNOが法人である場合において、その電気通信業務について、当該市場支配的なMNOの特定関係法人であるMVVNOであつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。

### (4) MVVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

#### 2) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNOは、次の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び事業法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第4項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

- ・ MVVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。
- ・ その電気通信業務について、特定のMVVNOに対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。
- ・ MVVNOに対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること（事業法第30条第3項第3号）。

4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかなる問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい<sup>36</sup>。

また、当該窓口や事務処理手続等について変更がある場合は、速やかにMVNOに通知するなど、MVNOの提供するサービスに大きな影響を与えないよう配慮することが望ましい。

イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

(略)

ロ ネットワークのふくそう対策

(前略)

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークのふくそう対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークのふくそう対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

(後略)

エ MVNOによる端末の調達

(前略)

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合

(3) MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかなる問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい<sup>37</sup>。

(4) MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

1) 基本的考え方

(略)

(5) ネットワークの調整対策

(前略)

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークの調整対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークの調整対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

(後略)

(9) MVNOによる端末の調達

(前略)

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合に

において、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

また、MVNOが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、MNOのネットワークに係る情報が必要となる場合など、MVNOのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、MNOがMVNOと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい。

（後略）

才 電気通信番号（電話番号）管理

（ア） 電話番号の利用

（略）

（イ） 携帯電話の番号ポータビリティ

MVNOがMNOから卸電気通信業務の提供を受けサービス<sup>4</sup>を提供する場合、携帯電話の電話番号の指定を受けたMNOは、MVNOの利用者に係る電話番号について、次の①から③までに掲げる措置を講じなければならない。（電気通信番号規則第20条）。

- ① 当該MNOから卸電気通信業務の提供を受けサービスを提供するMVNO（以下「卸先MVNO」という。）の利用者が、その電

ては、事前確認試験等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。

（後略）

（10） 電気通信番号（電話番号）管理

1） 電話番号の利用

（略）

2） 携帯電話の番号ポータビリティ

MVNOがMNOから卸電気通信業務の提供を受けサービス<sup>4</sup>を提供する場合、携帯電話の電話番号の指定を受けたMNOは、MVNOの利用者に係る電話番号について、以下の措置を講じなければならない。（電気通信番号規則第20条）。

- ・ 当該MNOから卸電気通信業務の提供を受けサービスを提供するMVNO（以下「卸先MVNO」という。）の利用者が、その電話番号

話番号を変更することなく、携帯電話サービスを提供を受ける電気通信事業者を御先MVVNOから他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第1号）。

② 他の電気通信事業者のサービスの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を御先MVVNOに変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第2号）。

③ 当該MNO又は御先MVVNOの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を当該MNOと御先MVVNOの間及び御先MVVNO間で変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第3号）。

（中略）

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

特に、MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線がどちらも利用できない期間がある場合には利用者利便が阻害されると考えられるため、MNOは、このような期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。また、店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、MNOは、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて速隔でSIMを書き換える仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。

5) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合

を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を御先MVVNOから他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第1号）。

・他の電気通信事業者のサービスの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を御先MVVNOに変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第2号）。

・当該MNO又は御先MVVNOの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を当該MNOと御先MVVNOの間及び御先MVVNO間で変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第3号）。

（中略）

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

ア 法制上の解釈に関する相談

(前略)

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課することを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問合せを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

イ 意見申出制度

(略)

ウ 協議が調わなかった場合の手続

（ア）総務大臣による協議命令・裁定

(略)

（イ）電気通信紛争処理委員会によるあつせん・仲裁

(略)

（3）MVNOと利用者との間の関係

1) MVNOと利用者との間の契約関係<sup>46</sup>

(略)

2) 提供条件の説明及び苦情等の処理

(略)

（4）その他

(略)

1) 業務協定の認可の申請

（6）法制上の解釈に関する相談

(前略)

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課することを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問い合わせを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

（7）意見申出制度

(略)

（8）協議が調わなかった場合の手続

1) 総務大臣による協議命令・裁定

(略)

2) 電気通信紛争処理委員会によるあつせん・仲裁

(略)

（11）MVNOと利用者との間の契約関係<sup>31</sup>

(略)

（12）提供条件の説明及び苦情等の処理

(略)

（13）その他

(略)

① 業務協定の認可の申請

<p>(略)</p> <p>2) 通信量等の報告</p> <p>上記1)の業務協定の認可が必要となるMVNO及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービスを提供するMVNO(自ら料金を定める場合に限る。)は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない。(報告規則第2条第3項及び第5条)。</p> <p>3) 事業開始の届出内容の変更の届出等(略)</p> <p>4) 契約数等の報告(前略)</p> <p>具体的には、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者名(卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名<sup>2)</sup>(③)</li> <li>契約数(仮想移動電気通信サービスに係る<u>全ての</u>契約数<sup>2)</sup>(④)(後略)</li> </ul> <p>3 電波法に係る事項</p> <p>(1) 事業開始の際に必要な手続</p> <p>MVNOは、その事業に用いる無線局(基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局)を自ら開設しない(1)(2)の定義)ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。</p> <p>無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVNOとみなされる者(以下「みなしMVNO」という(脚注1参照。))が無線局の運用を行う場合には、MNOは、みなしMVNOに対し、あらかじめ、</p>	<p>(略)</p> <p>② 通信量等の報告</p> <p>上記①の業務協定の認可が必要となるMVNO及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービスを提供するMVNO(自ら料金を定める場合に限る。)は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない。(報告規則第2条第3項及び第5条)。</p> <p>③ 事業開始の届出内容の変更の届出等(略)</p> <p>④ 契約数等の報告(前略)</p> <p>具体的には、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者名(卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名<sup>2)</sup>(③)</li> <li>契約数(仮想移動電気通信サービスに係る<u>すべての</u>契約数<sup>2)</sup>(④)(後略)</li> </ul> <p>3 電波法に係る事項</p> <p>(1) 事業開始の際に必要な手続</p> <p>MVNOは、その事業に用いる無線局(基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局)(以下「<u>端末</u>」という。)をいう。以下同じ。)を自ら開設しない(1)(2)の定義)ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。</p> <p>無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVNOとみなされる者(以下「みなしMVNO」という(脚注1参照。))が無線局の運用を行う場合には、MNOは、みなしMVNOに対し、あらかじめ、</p>
---	---

当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない。(電波法施行規則第41条の2の4第1項において準用する同規則第41条の2)。また、MNOは、遅滞なく、みなしMVNOの氏名又は名称、みなしMVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならぬ。(電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項)。

(2) MVNOとMNOの関係

MNOが無線局を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する<sup>32</sup>。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVNOの利用者が利用する無線設備を用いる無線局(以下「MVNOの利用者が用いる携帯電話端末等」という。)が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある<sup>34</sup>。

みなしMVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVNOがその運用責任を有し、当該無線局について不適正な運用が行われた場合には、運用停止命令等は、みなしMVNOに対して行われることとなる(電波法第70条の8第3項において準用する同法第76条第1項)。

また、MNOは、みなしMVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない(電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項)、MNOがみなしMVNOに対して必要かつ適切な監督を行っていない場合は、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る(電波法第76条第5項第4号)。

当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない。(電波法施行規則第41条の2の3第1項において準用する同規則第41条の2)。また、MNOは、遅滞なく、みなしMVNOの氏名又は名称、みなしMVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならぬ。(電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項)。

(2) MVNOとMNOの関係

MNOが基地局、陸上移動中継局及び端末を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する<sup>33</sup>。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVNOの利用者が用いる端末が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある<sup>35</sup>。

みなしMVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVNOがその運用責任を有する。

MNOは、みなしMVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない(電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項)。

この場合において、当該無線局について不適正な運用が行われた場合、その運用に関する直接的な責任は、実際にその運用を行ったみなしMVNO



この他、MVVNOは、MNOに対して、実際に運用されているMVVNOの利用者が用いる携帯電話端末等の数についての情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

(1) (略)

(2) 国際ローミング  
(前略)

MVVNOが外国で利用する携帯電話端末等を国内に持ち込んで利用する者にサービスを提供する場合、当該MVVNOとの間で卸電気通信業務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該携帯電話端末等を用いる無線局（以下「外国の携帯電話端末等」という。）を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の5第1項及び第2項）。

- ① 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
- ② 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- ③ 外国で利用する携帯電話端末等の技術基準が国内の技術基準に適合していること（当該端末が海外から持ち込まれるものである場合は、当該端末が我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するものである場合を含む。）が証明されていること。

Oが負うこととなり、運用停止命令等は、みなしMVVNOに対して行われることになる。また、MNOがみなしMVVNOに対して必要かつ適切な監督を行っているなかった場合には、MNOは監督責任を負うことになり、その結果、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る。

この他、MVVNOは、MNOに対して実際に運用する端末台数についての情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

(1) (略)

(2) 国際ローミング  
(前略)

MVVNOが外国の端末である無線局を国内に持ち込ませてサービスを提供する場合、当該MVVNOとの間で卸電気通信業務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該端末を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の5）。

- ① 当該端末が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
- ② 当該端末が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- ③ 当該端末の技術基準が国内の技術基準に適合していることが証明されていること。

なお、国内のMVNOからサービスの提供を受ける者がその利用する携帯電話端末等を国外に持ち出す場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

- 5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO

(1) 電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

(前略)

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合<sup>42</sup>、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第7項）<sup>43</sup>

(2) 電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録、同法第12条の2の登録の更新又は同法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない<sup>44</sup>。

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1号）。

なお、当該MNOが事業法第9条の電気通信事業の登録の取消しを受けた場合には、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定も取り消されることとなる（電波法第27条の15第1項）。

- 6 見直し

なお、国内のMVNOがその端末を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

- 5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOについて

(1) 電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行について

(前略)

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合<sup>42</sup>、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条）。<sup>43</sup>

(2) 電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録又は同法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない。<sup>44</sup>

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1号）。

- 6 見直し

<p>本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえたものとする観点や、<u>毎年度の接続料の検証等を踏まえた算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図る観点から</u>、今後、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。</p>	<p>本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえ、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。</p>
	<p>第6 その他</p> <p>総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じて、ガイドラインの見直しを行っていくこととする。</p>

OMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン注釈 新旧対照表

改正案	現行
1～4 (略)	1～4 (略)
5 携帯電話又はBWAアクセスサービス(WiMAX2+及びAXGPに限る。)(通信モジュール向けに提供するものを除く。以下1)において同じ。	
6 特定関係法人とは、当該電気通信事業者の子会社等、親会社等、兄弟会社等及び政令で定める特殊の関係がある法人をいう(事業法第12条の2第4項第1号)。以下同じ。	
7 具体的には、電気通信事業法施行規則第25条の7に規定する事項を届け出ることが必要となる。	
8 総務大臣は、その保有する当該届出の内容等を含む第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これを公表するものとしている(事業法第39条の2)。	
9～15 (略)	5～11 (略)
16 ふくそう対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。 また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留	12 転換対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。 また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留
17～23 (略)	13～19 (略)
24 第二種指定事業者との接続にあっては、当該第二種指定事業者の接続料が「能率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(適正な減価償却費・施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの)を超えない水準であることが求められる。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる(事業法第34条第3項第2号)。 なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命	20 第二種指定電気通信設備を設置するMNOとの接続にあっては、当該MNOの接続料が「能率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(適正な減価償却費・施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの)を超えない水準であることが求められる。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる(事業法第34条第3項第4号)。 なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命

	令の対象となるか否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続（事業法第161条）に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど（事業法第166条第1項）により審査する。	令の対象となるか否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続（事業法第161条）に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど（事業法第166条第1項）により審査する。
25	第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。以下同じ。	
26	具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。	
27	例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。	
28	例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。	
29	例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。	
30	例として、迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室。	
31	例として、不感エリアに係る情報のウェブ上での受付。	
32	例として、POI回線に係る費用。	
33	例として、留守番電話機能。	
34	期首末平均値とは、①原価及び利潤の算定期間の期末時点における貸借対照表の値と②原価及び利潤の前算定期間の期末時点における貸借対照表の値の平均値のこと。	
35	①接続協議等に関する情報 ②カバーエリア、③業務システム、SIMカード又はふくそ、事故等により二種指定事業者の電気通信業務の提供に生じた支障に係る情報	
36	MVNOがMNOとの間で卸電気通信業務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると	21 MVNOがMNOとの間で卸電気通信業務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認め

	認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（11頁）を参照）		
<u>37・38</u>	（略）	<u>22・23</u>	（略）
		<u>24</u>	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000160775.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000160775.pdf</a>
		<u>25</u>	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html</a>
<u>39～43</u>	（略）	<u>26～30</u>	（略）
<u>44</u>	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000160775.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000160775.pdf</a>		
<u>45</u>	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html</a>		
<u>46～48</u>	（略）	<u>31～33</u>	（略）
<u>49</u>	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/kankei_houre_i_guideline.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/kankei_houre_i_guideline.html</a>	<u>34</u>	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000183066.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000183066.pdf</a>
<u>50～59</u>	（略）	<u>35～44</u>	（略）